



宮城県塩釜市魚市場へのまぐろ水揚げ再開 (平成23年4月14日)
写真提供：宮城県

CONTENTS

平成23年度水産関係補正予算の重点事項について	2
	漁政部 漁政課
水産総合研究センター漁業調査船「陽光丸」竣工	5
	増殖推進部 研究指導課
第13回日韓漁業共同委員会の結果について	6
	資源管理部 国際課
回遊魚	7
	増殖推進部 漁場資源課長 川村 始
平成23年4月分のプレスリリース	8

平成23年度水産関係補正予算の重点事項について

漁政部 漁政課

平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震とそれに伴う津波及び原子力事故により、震源に近い岩手県、宮城県、福島県のみならず、北海道を含む太平洋沿岸の広範囲において、漁港、漁船、水産関連施設等、水産業全体に極めて大きな被害が発生しました。

東日本大震災への復旧・復興対策として、5月2日に補正予算が成立したところです。このうち、水産分野における補正予算の金額は2,153億円であり、1 漁港・漁場・漁村の復旧、2 漁船保険・漁業共済支払への対応、3 漁場回復活動への支援、4 漁船・共同定置網再建への支援、5 養殖施設再建への支援、6 加工施設再建への支援、7 無利子資金、無担保・無保証人融資等の金融対策、を軸として編成されています。以下にその項目ごとの概要をご説明します。

※水産関係補正予算の概要、PR版及びパンフレットについては、水産庁ホームページに掲載されています。

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/pdf/](http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/pdf/0422h23suisan_hosei_gaiyou.pdf)

[0422h23suisan_hosei_gaiyou.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/pdf/0422h23suisan_hosei_gaiyou.pdf)

1 漁港、漁場、漁村等の復旧 【30,838百万円】

(1) 水産関係施設等被害状況調査事業 348百万円

漁港等の水産関係施設の破損状況や周辺漁場等の海底の被害状況を把握します。

委託費

事業実施主体：民間団体等

(2) 漁港関係等災害復旧事業（公共）

① 漁港施設等災害復旧事業 24,606百万円

地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。

② 漁港施設等災害関連事業 376百万円

漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10※

事業実施主体：国、都道府県、市町村等

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律による嵩上げ制度あり

(3) 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共）

5,508百万円

漁港施設・海岸保全施設等の被災原因、設計条件見直しにかかる調査、漁業集落整備のための事業計画策定にかかる調査を実施するとともに、流通拠点漁港において、災害復旧と連携して用地等の嵩上げ、排水対策等漁港機能回復を図るための整備を実施します。

国費率：10/10、1/2

事業実施主体：国、都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：

(1) の事業 水産庁計画課 (03-3506-7897)

(2) の事業 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

(3) の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)



2 漁船保険・漁業共済支払への対応 【93,933百万円】

(1) 漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

85,972百万円

漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定において、東日本大震災により発生する再保険金及び保険金の支払い財源の不足に充てるための財政支出をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入

補助率：定額

事業実施主体：国

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

(2) 漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業 7,961百万円

漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払いに関し、準備金を超過した場合において、その超過部分についての財源支援等を行う漁船保険中央会及び全国漁業共済組合連合会に対して、国庫補助を行います。

補助率：定額
事業実施主体：漁船保険中央会、
全国漁業共済組合連合会

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官
(03-6744-2355)

3 漁場復旧対策支援事業 【12,286百万円】

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

(1) 漁場生産力回復支援事業 9,296百万円

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るための漁業者グループが行う漂流物の回収などの取組を支援します（漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日（15トン未満の場合）を支給。）。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(2) 漁場漂流物回収処理事業 735百万円

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の回収処理を行います。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(3) 漁場堆積物除去事業 2,255百万円

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の回収処理を行うことにより低下・喪失した漁場の機能を再生・回復させます。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等



水路の障害物撤去（石巻漁港）

お問い合わせ先：水産庁漁場資源課
(03-3502-8486)

4 共同利用漁船等復旧支援対策事業

【27,379百万円】

(1) 共同利用小型漁船建造事業 7,569百万円

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が組合員の共同利用に供するために建造する小型漁船建造費を補助します。

補助率：国1/3
都道府県1/3以上
事業実施主体：漁業協同組合

(2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業 19,810百万円

1の事業でカバーされない地域、漁協自営等での漁船や定置網の漁具について、漁業協同組合等が策定する共同計画に基づく導入費を補助します。

国1/3以内（事業費）
都道府県1/3以上
事業実施主体：漁業協同組合等

お問い合わせ先：水産庁沿岸沖合課
(03-6744-2393)



中古の漁船

5 養殖施設復旧支援対策事業 【26,665百万円】

(1) 養殖施設災害復旧事業 23,965百万円

激甚災害法に基づき、都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の補助を行います。

補助率：9/10以内
事業実施主体：漁業者等

(2) さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

2,700百万円

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を実施します。

補助率：2/3以内
事業実施主体：漁業者等

お問い合わせ先：

- (1) の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383)
- (2) の事業 水産庁栽培養殖課 (03-3502-8489)

6 水産業共同利用施設復旧支援事業【1,815百万円】

(1) 水産業共同利用施設復旧支援事業 1,815百万円

被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設（市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費を支援します。

補助率：2/3、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

7,565百万円の内数

激甚災害法に基づき、被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧に要する経費を支援します。

補助率：9/10、4/10以内等
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- (1) の事業 水産庁加工流通課 (03-6744-2349)
- (2) の事業 経営局経営政策課 (03-3502-6442)

7 漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資の推進【22,337百万円】

(1) 漁業関係資金無利子化事業 385百万円

被災漁業者を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。

融資枠：380億円
(うち公庫資金60億円、近代化資金320億円)
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業

2,200百万円

(1) の事業で無利子化する公庫資金の無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

補助率：定額
事業実施主体：日本政策金融公庫

(3) 漁業者等緊急保証対策事業

4,785百万円

漁船建造資金や漁協の復旧資金等に対して、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。

保証枠：630億円
(漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象)

補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金

(4) 保証保険資金等緊急支援事業

14,530百万円

急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費等へ助成します。

補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金

(5) 漁協経営再建緊急支援事業

437百万円

被災漁協等が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。

融資枠：150億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：水産庁水産経営課

(03-3502-8418)



水産総合研究センター漁業調査船「陽光丸」竣工

増殖推進部 研究指導課

平成23年1月に3代目漁業調査船「陽光丸」が竣工し、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所に配備されました(写真1)。陽光丸が主として担当する東シナ海及びその隣接海域は、マアジ、さば類、マイワシなどの多獲性浮魚類やタチウオ、キダイ、イボダイ等の底魚魚類等の漁場であるとともに、これらの漁業資源を我が国の水域全体に供給する産卵・成育場でもあります。これらの漁業資源を安定的に維持し有効利用していくためには、精度の高い資源量推定値と適正な漁獲可能量を算出するとともに、漁業資源をはぐむ海洋生態系の構造・機能と海洋環境の調査研究を効率的に推進していく必要があります。また、東シナ海は中国、韓国及び日本の漁船が入り合う国際漁場でもあり、我が国が水産資源の国際共同管理へのリーダーシップを発揮するために、共同研究調査に対応できる調査船が熱望されていました。

3代目「陽光丸」は、全長58.6m、幅11m、総トン数692トンで、船尾にスリップウェイを持つ全通2層甲板トロール船型です。旧陽光丸に較べて、長さで10m、幅で2m、総トン数で約200トン大きくなり、荒れる冬季の東シナ海でも安全で良好な航海と調査研究活動に対応する凌波性、復原性、推進性、操縦性を備えています。また、観測機能を十分発揮するために、泡の発生による空洞現象が起きにくい省エネタイプの4翼可変ピッチプロペラを採用して水中放射音やプロペラ振動の低減化を図ったり、プロペラボスキャップフィンによる省エネルギー対策も施されています。居住区は遮音材や吸音材の使用で騒音を低減したり大半を個室化するなど長期航海に対応するほか、女性の



写真1 3代目漁業調査船「陽光丸」

乗船にも配慮された居住環境となっています。

調査漁具・観測機材等については徹底した高度化・ハイテク化が図られており、マルチビーム科学魚群探知機や1m²+4m²ハイブリット式環境センサー付き多段開閉ネット(写真2)など日本初の調

査機器も搭載されています。これまでの魚群探知機では船の真下しか観測が出来ませんでしたが、マルチビーム科学魚群探知機は最大18本の音響ビームを船底より扇状に発射することにより、魚群情報を点ではなく面として捉えることが出来ます。収集した魚探データをコンピューターで3次元ビジョン化することによりアジ、サバ、いわし類といった魚群の量や魚群の動きを精度高く把握することが可能となりました。1m²+4m²ハイブリット式環境センサー付き多段開閉ネットは、大きさが異なる仔稚魚や餌料プランクトンを同一水深帯で同時に採集することができます。捕食者、餌料生物及びそれらが採取された水温等の海洋環境を併せて解析することにより、新規加入量予測や高精度の資源評価が可能となることが期待されます。

先代の2代目「陽光丸」は、昭和54年に建造されて以来30年の長きにわたり、主として西海区水産研究所が担当する調査研究業務に従事しました。これまでの調査により、例えばマアジについては大きな産卵場や成育場が東シナ海南方の陸棚域にある可能性が明らかとなっており、産卵場、成育場を経て漁業資源として加入するまでの変動メカニズムの仮説を立てるまでに至っています。また、我が国の水産業に甚大な被害をもたらした大型クラゲの調査においても多大な貢献をしました。3代目「陽光丸」もこれらの調査を受け継ぎ、ハイテク調査機器を駆使して活躍していくことが期待されています。



写真2 1m²+4m²ハイブリット式環境センサー付き多段開閉ネット

第13回 日韓漁業共同委員会の結果について

資源管理部 国際課

はじめに

平成23年2月18日、第13回日韓漁業共同委員会が東京で開催され（日本代表：宮原水産庁次長）、日韓両国の排他的経済水域（EEZ）における相互入漁条件等について合意されましたので、その背景及び結果概要についてお知らせいたします。

現 状

日韓漁業協定（協定）の履行状況をみると、日韓両国の排他的経済水域における相互入漁条件については、平成14年に両国漁船の総漁獲割当量と操業許可隻数の等量・等隻の実現、平成17年には従来の漁業種類別漁獲割当量に代えて魚種別・漁業種類別漁獲割当量の導入がなされ、最近はその原則の下で操業条件が定められています。一方で、韓国漁船の日本EEZでの違法操業は後を絶たず、日本漁船との操業トラブルが依然として頻発している状況にあり、早急な対策が求められています。

また、協定9条1に定める水域、いわゆる「日本海の暫定水域」における海洋生物資源の管理については、我が国から韓国政府に対し、協定の諸規定に基づいて、この水域の海洋生物資源の保存及び管理に関する措置について日韓

漁業共同委員会（共同委員会）で協議し、両国政府に勧告するよう、あらゆる機会をとらえて申し入れをしてきたにも関わらず、韓国側はこれを一貫して拒否し続けています。日本の研究者によれば、日本海の暫定水域のカニ資源は、日本EEZに比較して小型のものが多いなど、資源は悪化状態にあり、また日韓漁業者間の操業トラブルも多発していることから、我が国としては速やかに協議を行うよう主張してきています。

なお、日本海の暫定水域での操業秩序については、平成11年より両国民間団体による協議が行われており（民間協議）、これまでに島根県隠岐島北方水域（隠岐北方）でのズワイガニ漁場の交代利用、島根県浜田沖（浜田沖）の一部漁場での日本漁船による操業が実現しました。しかし昨年は、隠岐北方においては韓国側による民間合意事項の不履行や韓国漁船が廃棄したと思われる漁具の影響により日本側は実質的な操業ができませんでした。また浜田沖では協議が整わず日本漁船の操業が見送りになるなど、民間協議が円滑に推移しているとは言い難い状況にあります。

結果概要

1. 両国EEZにおける相互入漁条件

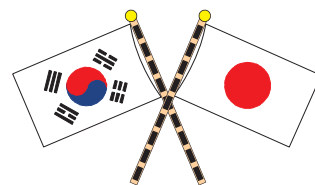
（1）総漁獲割当量及び操業許可隻数

総漁獲割当量及び操業許可隻数は、等量・等隻の原則に基づいて、本年3月1日から翌年2月末までの平成23年漁期には、日韓それぞれ総漁獲割当量6万トン（対前年比同）、操業許可隻数870隻（対前年比30隻減）とされました。

相互入漁条件の決定に当たっては、累次の政府間協議を通じ、漁獲割当の対象となる水産資源の資源状況について情報交換するとともに、操業規制の必要性など互いの関心事項について協議を行っています。

水産資源の資源状況については、共同委員会の下部機構として設置されている日韓海洋生物資源専門家小委員会において、平成23年漁期の漁獲割当に関連する水産資源の資源状況等について情報交換を行い、その結果が共同委員会に報告されました。

今回の共同委員会では、日本EEZにおいて、サンマ、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカ、カレイ類、マダイ、タチウオ、サワラの9種類について、韓国EEZにおいて、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ、カレイ類、マダイ、マアナゴ、タチウオの8種類について、それぞれ相手国の漁船に対して漁獲割当量を設定することとされました。総漁獲割当量は6万トンで、このうち韓国側の関心が特に高いタチウオの日本EEZ内での割当量は、



日韓漁業協定関係図

平成21年から平成23年漁期まで2,080トンに固定されています。

操業許可隻数については、対前年比で30隻を削減することにしました。これは、韓国はえ縄漁船による日本EEZでの違法操業が巧妙化、悪質化していることに加え、日本のはえ縄漁業や沿岸漁業との操業トラブルが頻発している現状を踏まえ、今回の共同委員会では、韓国はえ縄漁船15隻を含め削減することとしたものです。

(2) 漁業取締等

日本EEZでの韓国漁船の管理・取締りについては、日韓漁業取締実務者協議等の場を通じて対策等を協議していますが、今回の共同委員会では、韓国漁船の日本水域での違法操業を防止する観点から、日本海の暫定水域の隠岐北方及び浜田沖へ漁業指導船各1隻を常時配置（10月から翌3月まで）、韓国漁業者が固定式漁具を敷設する場合には浮標に漁業者情報を記載する漁具実名制の徹底並びにその実施状況の確認等が合意されました。

また、日本海の暫定水域に隣接する日本EEZでは、韓国漁業者が違法操業の際に廃棄したと考えられる漁具（廃棄漁具）の回収費用の負担のあり方についても協議が行われ、引き続き両国政府間で協議する場を設定することとされました。

2. 日本海の暫定水域における資源管理等

日本海の暫定水域における海洋生物資源の管理については、協定では、共同委員会での協議と勧告等を通じて協力するとされていますが、韓国側は、協定の解釈が日本側とは異なっている等の理由から、協定上の義務である協議は一貫して否定しています。また、この水域の資源管理は民間団体間の協議を通じて推進していくべきと主張していま

す。このような中、今回の共同委員会では、資源管理にも関連する、資源評価に関する協議会の設置、韓国漁船の減船、海底清掃の推進、民間協議などの支援などの事項について、協議が行われました。

この水域の資源評価については、両国が、資源調査・評価に関するロードマップ（工程表）を作成する科学者等で構成される協議会を設置することが合意されました。

韓国漁船の減船については、日本海の暫定水域の力二資源の保護に資するため、韓国側は、この水域に出漁するかご漁船や刺し網漁船の減船を優先して実施することに改めて合意し、引き続き、減船結果などについて日本側に情報提供することとされました。

他方、これまで民間協議では、平成12年に隠岐北方のズワイガニ漁場の交代利用について合意されましたが、平成18年頃までは韓国側の民間合意不履行が続きました。近年は日本側漁業関係者による度重なる交渉や両国政府の支援により、韓国側も民間合意を履行するようになっていきましたが、平成22年漁期は一昨年に引き続き韓国側の民間合意不履行により日本漁船が操業できない事態が発生しました。また、隠岐北方とともに優良なズワイガニ漁場である浜田沖に関しては、協議が整わず日本漁船の操業が見送られました。

このため今回の共同委員会では、両国は、この水域における海底清掃事業を維持・拡大することを確認するとともに、資源管理及び操業秩序確保のため、民間協議を積極的に支援することなどが合意されました。

なお、漁業者の視点を加味した協議を行うため、今後も引き続き共同委員会（小委員会全体会合）へ両国の漁業者代表が参加することとされました。



回遊魚

ごじゅうのてならい

もう5年程前になるだろうか。子供たちのバイオリンの先生から、お父さんたちもやってみないかとのお願いを受けた。ひとつづら楽器が弾けるのもいいなあと思ひ、挑戦することにした。しかし、バイオリンと言えば、テンポの速い曲を華麗なテクニックで聴衆を魅了する、あれである。ごじゅう近くになってこれは無理と思ひ直し、ちょっと低音でじっくり聴かすおじさんの魅力でいくことにし、ピオラを選んでみた。

始めてみるとこれがなかなか難しい。そもそも、楽譜が読めない、音程が合わない、テンポが合わないという三重苦を抱えている。また、どこか余計な力が入るとギギギとノコギリ音になってしまうのだが、どこに余計な力が入っているのか、どこかの力を抜けばいいのかがかかめない。ある時、足の指先がギュッと丸まっているのに気づきびっくりした。足先から順に力を抜いて、やっと最近、それらしき音が安定して出るようになった。でも、練習を始めて、息子から「またポーポーって法螺吹くのか」と冷やかされる。ああそうさ、大ボラ吹くのさ！！

さて、自分でピオラを始めてみると、クラシック音楽にも改めて興味がわいてきた。教会音楽からルネッサンスへ。印刷技術の普及と相まった音楽の大衆化。そしてバロックから古典への展開。こんなことを入門書で読み、CDを鑑賞する。それぞれの時代背景と音楽の変化が改めて印象深い。



元文化庁長官の故河合隼雄さんのフルート演奏のCDを時々聴いている。学生時代にオーケストラに所属したが卒業後中断し、58歳で先生について再開されたそうだ。私の持っているCDは、71歳で先生との共演で録音されたものだ。曰く「この年になっても進歩があるのがうれしい。やりたいことにチャレンジするのに遅すぎると言うことはない。」

なるほど、私も一生進歩できるものを見つけられたような気がする。継続は力、亀のように一歩一歩進んでいこうと思う。



漁場資源課長

川村 始
かわむら はじめ

プレスリリース 4月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H23. 4. 1	鹿野農林水産大臣の国内出張について～現地被害状況の視察～（宮城県、山形県）	災害対策チーム
H23. 4. 1	「日ロ漁業合同委員会第27回会議」の結果について	国際課
H23. 4. 5	東日本大震災の被害による影響と対応～水産業復興プロジェクト支援チームの設置について～	災害対策チーム
H23. 4. 6	東日本大震災による影響と対応～茨城県沖で漁獲された水産物の取扱いの拒否について～	加工流通課
H23. 4. 6	東日本大震災による影響と対応～被災地への物資供給について～	災害対策チーム
H23. 4. 8	「水産政策審議会 第32回 企画部会」の開催及び傍聴について	企画課
H23. 4.11	水産政策審議会委員の公募について	漁政課
H23. 4.15	鹿野農林水産大臣の国内出張について～現地被害状況の視察～（岩手県）	災害対策チーム
H23. 4.15	東日本大震災について ～東北地方太平洋沖地震により被災した漁港関係施設の災害復旧工事の実施状況～	防災漁村課
H23. 4.19	「2011年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）沿岸域鯨類捕獲調査（春季釧路沖）」の開始について	遠洋課
H23. 4.19	東日本大震災について～農山漁村における被災者受入れ支援の充実について～	企画課 加工流通課
H23. 4.20	「23年漁期TAC設定に関する意見交換会（サンマ、マサバ及びゴマサバ並びにズワイガニ）」の開催について	管理課
H23. 4.20	「第1回鯨類捕獲調査のあり方に関する検討委員会」の開催について	遠洋課
H23. 4.22	東日本大震災について ～東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について～	管理課
H23. 4.22	「ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系サケ・マスの2011年における漁獲に関する日ロ政府間協議」の結果について	国際課
H23. 4.22	筒井農林水産副大臣の国内出張について～被災地の復旧に関する検討会議現地視察～（宮城県）	計画課
H23. 4.27	高度衛生管理基本計画（長崎地区・枕崎地区）の策定について	計画課
H23. 4.27	東日本大震災について～海岸における津波対策検討委員会（第1回）の開催について～	防災漁村課
H23. 4.28	ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合の今後の進め方について	管理課
H23. 4.28	東日本大震災について～「食べて応援しよう！」の賛同企業等が被災地産食品の消費を応援する際の 商品ごとの問い合わせ窓口の設置について～	加工流通課
H23. 4.28	平成23年度 第1回 日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H23. 4.28	平成23年度 第1回 瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課

編集後記 “窓辺のカーテン”

一日も早く被災された漁業者の方の生活を建て直し、水産業の復興を図るため、連休の谷間の5月2日に大型の補正予算が成立しました。まずはガレキを取り払い、漁場を確保し、そして漁船で操業と一つ一つ進んでいくことを願っています。この補正予算をよく知って利用していただくため、パンフレットや水産庁のホームページでもご紹介しています。また職員が現地に飛んで説明を行ってまいります。この「漁政の窓5月号」もぜひお手元においてご活用ください。

皆様に水産施策についてわかりやすくお伝えできるように努めていきますので、今後ともよろしくお願いたします。ご意見やご質問がありましたら下記にお寄せ下さい。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>